

設計図書等に対する質問について（業者周知用）

標記に対する取り扱いを、下記のように定めたのでお知らせします。

1、質問について

（1）質問方法

質問書は町HPに掲載している様式を使用し、メール・FAX・持参（税務財政課）のいずれかの方法で提出する。

（2）提出先

税務財政課財政管財班

メール：zaisei@town.hasami.lg.jp

FAX：0956-85-8161

（3）提出期限

入札執行通知書に記載の期限まで。

2、回答について

（1）回答方法

回答書はメールにて送付する。

（2）回答先

当該入札の指名業者全てに回答する。

3、その他

入札に関する質問については、原則書面で提出することとし、担当者への電話・訪問による質問は控えること。入札執行通知から入札会終了後までの入札に関する問い合わせ窓口は税務財政課とする。